

平成 17 年度施政方針

1 . はじめに

平成 16 年度は、自治体にとって、いわゆる「三位一体の改革」に明け暮れた一年でした。「三位一体の改革」の目的は、税源移譲や補助金改革等により、自治体の裁量の範囲を拡大することにあります。その結果、拡大した権限に応じた自己責任に基づく行財政運営が求められることとなります。一方、少子高齢化の進展など自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、市民の行政に対するニーズは、ますます多様化、高度化しております。厳しい財政事情の中、市民のニーズに応え、「日本一住みたいまちづくり」を進めるためには、経費削減や事務事業の見直しに取り組み、限られた財源を最大限有効に活用することが必要です。市民、議会におかれましても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

2 . 平成 17 年度のテーマ

さて、平成 17 年度のテーマは、『「分権と自立」に向けた市民と市の体力づくり』といたしました。市民の皆様にとっても、あるいは市としても、今後の超高齢社会、分権時代を乗り切るためには、しっかりとした基礎体力づくりに取り組む必要があると考えます。この点につき、まず述べさせていただきます。

(1) 市民の体力づくり

今後の超高齢社会において、市民一人一人がいかに幸福な人生を送るかを考えた際、最も大切なことは、「健康で長生き」することであると考えます。生涯を通じて健康を維持するためには、若年の頃から健康について十分に認識し、自分の健康は自分で守るという意識のもと、適切な運動や食生活を実践することが肝要です。

古賀市においては、気軽に誰もが取り組める健康づくり運動として、ウォーキングを奨励しており、ウォーキングコース（歩いてん道）の設置を

進めております。また、本年4月には、古賀グリーンパーク内に古賀市健康文化施設「クロスパルこが」がオープンします。この施設は、「障害者、高齢者と共に生きる」をコンセプトとし、すべての市民が健康づくりに取り組む場として設置しました。是非、市民の皆様の健康づくりに役立てていただきたいと考えております。さらに、平成17年度から、福岡都市圏のスポーツ施設の広域利用が可能となります。他市町の施設も気軽に活用していただきたいと思っております。

保健事業の見直しにも取り組みます。従来、検診事業を中心に保健指導を実施してまいりましたが、これに加えて、積極的な訪問指導を行うとともに、地域を拠点とした健康づくり活動などいわゆる一次予防に力点を置いた取り組みを進めてまいります。また、こうした施策を強力に推進するため、健康づくり課の組織体制を充実いたします。

これらの施策により、すべての市民が楽しみながら生涯を通じた健康づくりに取り組めるまちづくりを目指してまいります。

(2) 市の体力づくり

次に市の体力づくりについてであります。現在、景気の先行きも不透明であり、高齢化の進展による社会保障費の増加などにより国・地方を通じて財政状況はさらに悪化する傾向にあります。こうした経済社会情勢の下、冒頭申し上げましたとおり、地方分権の進捗に伴い、各自治体は自立した行財政運営が求められることとなります。古賀市においても、平成17年度予算は、様々な事務事業の見直しを行ってもなお財源不足となり、平成16年度に引き続き財政調整基金の取り崩しを余儀なくされました。今後も主要な財源である市税の大幅な増加は見込めず、地方交付税については、国の厳しい財政状況の中、削減されることが予想されます。

こうした厳しい財政事情の下、多様化、高度化する市民のニーズに適切に対応していくためには、真に必要な事務事業を見極め、経費を削減するなど、効率的、効果的な行財政運営を追求することが必要です。

古賀市では、従来から、積極的に民間活力の導入や情報公開を進めるとともに、総合振興計画を基本にすえて計画的に施策を推進してまいりました。今後ともこれらの施策を推進するとともに、すべての職員が経営感覚を身につけるため、平成16年度に発足した経営改革推進委員会を中心に、

行政評価・目標管理・人事評価制度の導入と運用に取り組みます。

さらに、庁内にプロジェクトチームを設け、効率的な予算配分のあり方など、分権と自立の時代にふさわしい財政運営のあり方を調査研究いたします。

また、平成 16 年度から開催している補助金検討委員会における審議の結果を踏まえ、市民の理解を得られる補助金制度の確立を図ります。

なお、個人の価値観や生活様式が多様化した今日、地域における様々な住民のニーズに行政だけで対応することは困難です。市民のご理解とご協力を得て、市民参画の「共働のまちづくり」を進めてまいります。

3 . 平成 17 年度の主要施策

以上述べたとおり積極的な健康づくり施策や行財政運営の改革を実行し、「市民と市の体力づくり」を進めることにより、「日本一住みたいまちづくり」を大きく前進させることが可能となると考えます。こうした中長期的視点に立った施策を推進するとともに、平成 17 年度においては、厳しい財政事情の下ではありますが、優先すべき課題について取り組みます。

(1) 子どもを健やかに育むまちづくり

少子社会を迎える中、家庭や地域の子育てを担う力が弱まっていると指摘されており、そうした中で虐待などの不幸な事件が発生しています。次代を担う子どもたちの健全育成は我々すべての願いであり、地域や市民との共働の下、取り組むべき重要課題であると認識しております。

古賀市においては、従来から、家庭保育の支援の観点から、「わくわく体験くらぶ」や「ファミリーサポート事業」を実施しておりますが、新たにサンコスモ古賀内に、情報交換や各種の相談を行える「つどいの広場」を常設し、子育て支援事業の充実を図ります。また、新規事業として病後児保育事業を実施するとともに、延長保育、一時保育事業等の充実に取り組みます。

さらに、子育て支援施策を積極的に推進し、虐待などの家庭の問題に、より適切に対処するため、こども政策課内に家庭児童相談の機能も備えた

「家庭支援室」を新設いたします。

(2) 青少年の力をのばす教育のまちづくり

高齢化、情報化、国際化など社会情勢が大きく変化する中、分権と自立の時代に向けて「日本一住みたいまちづくり」を進めるためには、青少年の教育の充実、健全育成もまた重要な課題です。

このため、学校における教育活動の充実等の観点から、「小・中学校 2 学期制」や「小学校低学年を対象とした少人数学級」の実施に引き続き取り組みます。

また、福岡県教育庁・福岡教育大学と連携して公立中学校区を単位として不登校問題の改善、児童生徒の学校適応を促進する学校教育支援事業を新たに実施するほか、異なる世代との交流促進、市民への学校開放、児童生徒の学習意欲の向上を図るため、市民が児童生徒と一緒に授業が受けられる制度を研究します。

なお、義務教育施設整備については、古賀北中学校・千鳥小学校の屋内運動場の大規模改修工事を行い、古賀東小学校の屋内運動場の改築に向けての設計を行ないます。

さらに、青少年の体験活動の充実、非行の防止、学校と地域の連携・協力など、総合的な視点に立って青少年の健全育成を推進するための基本方針となる「青少年プラン（仮称）」の策定に取り組みます。

(3) 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

高齢化が進展する中、介護保険制度の定着といった状況を踏まえ、古賀市高齢者保健福祉計画の基本理念である「いつでも健康 いつでも安心 だれもがいきいき」を実現するため、「いきいきセンター「ゆい」」等をはじめとした介護予防拠点を中心に、引き続き介護予防施策の充実に取り組みます。

また、障害者の社会参加と自立を支援するため、「障害者生活支援センター（仮称）」を設置して相談支援体制を整えます。

(4) 一人一人を大切にすると人権尊重のまちづくり

『人を中心に据えた人権が尊重されるまちづくり』をめざす古賀市として、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、市民への啓発や職員研修に取り組むとともに、昨年制定した「古賀市男女平等をめざす基本条例」に基づき男女共同参画社会の形成に向けた取組みを進めます。

(5) 自然と共生する環境保全のまちづくり

昨年制定した「古賀市環境基本条例」等に基づき、分別収集の拡充やごみ減量・リサイクルに関する啓発など循環型社会の構築に向けた取組みを進めるとともに、環境教育の充実に努めます。また、森林緑地環境の保全の取組みを進めます。

(6) 安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、市民・地域・行政が一体となって取り組む「防犯のまちづくり連絡協議会（仮称）」を立ち上げます。

快適な生活環境づくりの観点から、上水道、下水道、農業集落排水の整備に引き続き取り組みます。また、円滑な地域の交流を推進するため、東西道路網の整備を中心とした道路整備に継続して取り組みます。さらに、都市景観に配慮する事業についても引き続き取り組みます。

(7) 活力ある産業都市をめざして

工業が集積しているというメリットを最大限活用し、市民の雇用機会の拡大を図るため、就労支援、情報提供などを行う就職相談事業を創設します。また、福岡都市圏という立地条件を活かした活力ある農業を振興する観点から、農業基盤整備や高収益事業の育成に取り組めます。

(8) 文化の花咲くまちづくり

市民に文化・芸術に親しむ機会を提供する観点から、「一点美術館」「プロムナードコンサート」「地域住民のためのコンサート」を開催します。また、昨年、中川熊鶴線のアンダーパスにおいて実施し、好評を得た「アートウォール」の取組みを引き続き市民参加の下に進めてまいります。

また、市立図書館では、7月と8月の毎週金曜日の閉館時間を1時間遅らせて、午後7時まで開館します。

(9) 市民と行政が共働するまちづくり

今後の少子高齢社会の中で、複雑化・多様化する地域のニーズに対応するため、市民と行政がお互いの果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等な立場で課題の解決にあたる「共働のまちづくり」が求められています。引き続きコミュニティ活動を推進するとともに、地域福祉計画の策定に取り組みます。

(10) 未来志向の総合的行政の推進

少子高齢社会、分権時代に対応した効率的で広域的な行政運営の観点から、市町村合併問題について継続して研究いたします。

4 . むすび

以上、平成 17 年度の施政方針、主要な施策について申しあげました。冒頭申し述べましたとおり、古賀市の財政状況は極めて厳しい状況にあり、まさに試練の時を迎えております。その中で、「日本一住みたいまちづくり」を目指すためには、効率的、効果的な行財政運営を徹底して追及しなければなりません。今後、事務事業の見直し、経費削減など痛みを伴う改革にも取り組む決意です。その決意の証として市長、助役、収入役、教育長 4 役の報酬の削減措置を講じました。市民、議員の皆様方のご理解とご協力をお願いし、私の所信とさせていただきます。